

令和 6 年度
国東市地域包括支援センター運営協議会

(資 料)

R5年度在宅医療・介護連携相談窓口実績報告

(R5年4月1日R6 年3月31日)

資料①

①相談件数

64件

②相談機関

市内

	件数
包括内・市職員	29
居宅介護支援事業所	1
医療機関	12
訪問看護、介護関係	4
配食事業所	3
市民	14
合計	63

③依頼方法

	件数
庁内経由(口頭)	46
電話	17
訪問時	
MCS	
来庁	1
合計	64

市外

	件数
医療機関	
社協委託事業所	1
その他	
合計	1

④連携機関(重複あり)

	件数
包括内・市職員	11
居宅介護支援専門員	2
市内医療機関	35
市内介護関係	8
市外医療機関・介護関係	5
保健部・難病コーディネーター	各1
市内外の障がい者相談員	3
福祉用具事業所	1
市民	24
合計	91

⑤相談内容

相談項目	件数	内容と対応
医療に関すること	26	・内服自己管理困難 ⇒服薬回数見直し居宅療養指導導入 ・検査結果、栄養情報等提供依頼 ・ケアマネとの同行依頼 ・ALS者に対して医療リハ、訪問看護利用のため担当医の依頼 ・癌末期者の訪問診療や訪問看護利用の紹介をかかりつけ病院に依頼 ・難治性仙骨部褥瘡に対しての自宅での支援 ・かぶれがひどい方の受診勧奨
サービス利用に関すること	31	・ガン末期の方に介護保険の申請や福祉用具の早期の提供 ・食生活悪い方や栄養不良者へ配食サービスや栄養補助食等の提供 ・介護保険の申請と担当ケアマネの依頼 訪問介護等の導入
介護・日常生活に関すること	9	・外来受診者の自宅での生活等の確認 ・ALS者入院中の夫の訪問 ・サービス拒否者の様子確認
入・退院に関すること	5	・市外医療機関受診者の入院依頼 ・予定手術入院までに対応依頼
入所に関すること	6	・アルコール依存傾向者の施設検討 ・次の入院までの待機場として調整
認知症に関すること	2	・認知症地域支援員等と訪問や家庭環境が整うまでのレスパイト入院対応 ・かかりつけ医の変更依頼対応と安定するまでの訪問
看取りに関すること	1	・癌末期の方の妻への自宅での看取り意思決定支援
連携	6	・かかりつけ医と自分の支援に違いがありどう対応すればよいか
苦情・クレーム	1	・入院の連絡がなく 福祉用具を2か月請求された
その他	4	・住宅型施設でのサービス提供について ・市内のサービス提供事業所について・・・2件 ・人材不足
合計	91	

医師と介護支援専門員との連絡票

資料②

発信日: 令和 年 月 日

※ 令和 年 月 日
までにご返信お願い致します。

宛 先	医療機関	発 信 元	居宅介護支援事業所 (名刺を貼ることもできます)
	住所		住所
	医師 先生(宛)		TEL FAX 氏名

日頃から大変お世話になっております。下記の件につきましてご連絡致しました。なおご都合の良い連絡方法等によりご回答いただきますようお願い致します。
この照会を行うこと及び情報提供いただくことにつきましては、
【☐ご本人・☐ご家族】の同意を得て連絡しております 同意日 令和 年 月 日
☐ご本人の心身の状況から同意を得られておりませんが、本人のために必要があり連絡しております。

利 用 者	氏名	介護度	事業対象者・要支援 1・2 要介護: 1・2・3・4・5
	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女

照会目的	☐ 担当ケアマネジャーになった挨拶
	☐ 介護認定申請の連絡 主治医意見書の予診票の提出 新規・更新・区分変更申請 (申請日 月 日)
	☐ ケアプラン作成にあたっての相談
	☐ 福祉用具貸与(購入)について、医師からの意見・相談など
	☐ その他 (下記の相談内容の通りです)

<相談内容等>

- ☐ 連絡、確認のみ(返信は必要ありません)
☐ 上記の件についてご回答のほどよろしくお願いいたします

医師からの回答(返信)

*この連絡票の回答では、診療情報の提供料の算定はできません

連絡方法等	☐ 直接会って話をします (日時: 月 日 時頃に来院ください)
	☐ 電話で話をします (日時: 月 日 時頃に電話をください・します)
	☐ 文章で回答します (☐ FAX ☐ メール)

<回 答>

年 月 日 氏名

重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

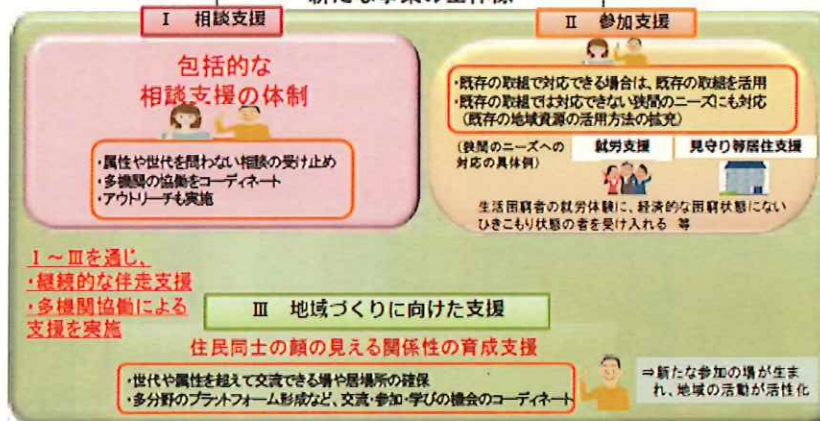
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(6050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

令和3年4月1日施行

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

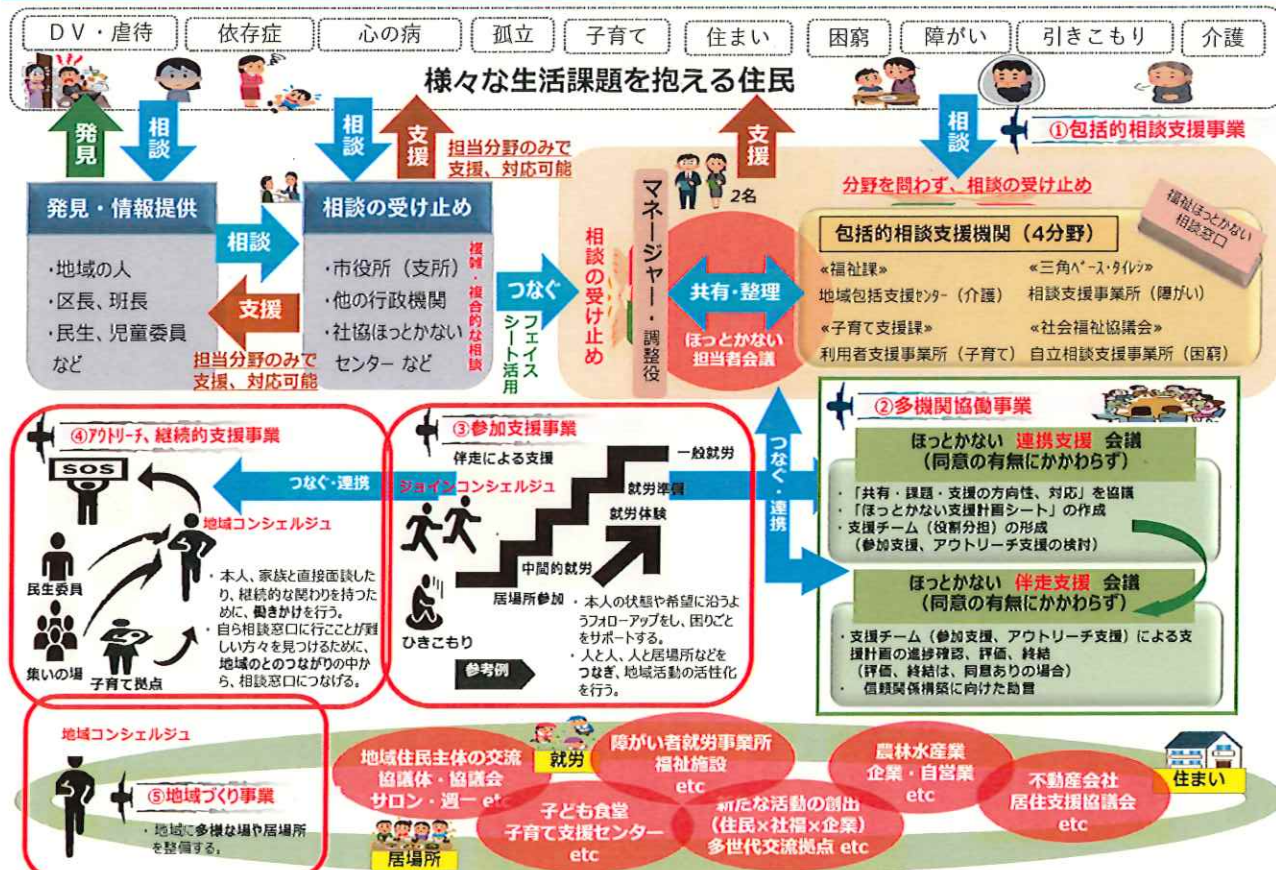
現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

国東市における重層的支援体制“ほっとかない”のイメージ



地域の身近な相談窓口

国東市地域包括支援センター

地域で暮らす市民のみなさんの生活と
地域づくりを支援します。

地域包括支援センターってどんなところ？

地域包括支援センターは、市民のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、福祉・介護・医療・健康などさまざまな面からサポートする総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、それぞれの専門性を活かして連携し、総合的な支援を行います。

総合
相談

介護の悩みを誰かに相談したいんだけど…

一人暮らしのおじいちゃんのが心配

介護サービスを使うには、どうしたらいいの

近くに集いの場があれば参加したい

介護
予防認知
予防

おばあちゃんの物忘れが増えてきたので不安

認知症について教えて欲しい

年金や財産管理、これからどうすればいいの

高齢者等の虐待について相談したい

権利
擁護

地域包括支援センターの専門職が皆さんの暮らしを支援します

保健師

社会
福祉士ケアマネ
ジャー認知症
地域支援
推進員歯科
衛生士

栄養士

国東市地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職種が連携しながら、市民の方の生活を支援するための相談業務を行っています。困りごと等ありましたら、お気軽にご相談ください。

- 相談はすべて無料です。
- ご本人だけではなくご家族や友人、地域・関係者の方からの相談もお受けします。
- 地域包括支援センターに直接相談に来ていただくことが難しい場合は、お電話やまた、直接職員がご自宅に訪問してお話を伺います。
- 地域で安心して暮らし続けるために、地域の連携・協力体制を整えます。

総合相談・支援

多様なネットワークと専門性を活かして、地域の皆さんの生活で困っていることや心配ごとなどの相談をお受けします。

問題に応じた支援や適切なサービス・機関・制度につなげるために一緒に考えていきます。

介護予防ケアマネジメント

自立して生活できるように介護保険サービスの利用をはじめ、在宅や地域で安心して暮らせるために要支援1・2及び事業対象者の介護予防ケアプランを作成し、日常生活の活動を高め社会活動の再取得ができるように支援していきます。

権利擁護

虐待を受けている本人・その家族等の相談窓口として、早期発見・把握、被害防止に迅速対応をします。また、金銭管理や契約などに不安があっても、頼れる人がいない場合などには「成年後見制度」を利用できます。申し立て手続きの支援等、ご相談ください。

認知症総合支援

認知症の方と、その方の家族が安心して暮らし続けるためのサポートをします。早期発見・対応をすることで、症状を軽減したり、進行を遅らせることができます。認知症予防の専門職等が中心となって支援方法を一緒に考えます。

○ 国東市地域包括支援センター

所在地：国東市国東町鶴川149番地（国東市役所 1階9番窓口）

電話：(0978)-72-5184 / FAX：(0978)-72-5171

○ 国東市地域包括支援センター【国見支所】

所在地：国東市国見町伊美2300番地1

電話：(0978)-82-0800 / FAX：(0978)-82-0058

代表メール：hokatsu@city.kunisaki.lg.jp



令和4年度国東市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(抜粋) 資料④-3

問13 相談について

(1) 高齢者の日常生活の困りごとなどの相談窓口として、国東市地域包括支援センターがある
はご存知ですか

上段: サンプル数 下段: %		サンプル数	知っている	知らない	無回答
国見町	竹田津	304 4.4%	175 57.6%	125 41.1%	4 1.3%
	伊美	555 8.1%	293 52.8%	243 43.8%(3)	19 3.4%
	熊毛	346 5.0%	183 52.9%	146 42.2%	17 4.9%
国東町	来浦	253 3.7%	136 53.8%	113 44.7%(1)	4 1.6%
	富来	533 7.7%	286 53.7%	225 42.2%	22 4.1%
	大恩	144 2.1%	84 58.3%	56 38.9%	4 2.8%
	上国崎	159 2.3%	98 61.6%	56 35.2%	5 3.1%
	豊崎	206 3.0%	130 63.1%	72 35.0%	4 1.9%
	国東	979 14.2%	522 53.3%	431 44.0%(2)	26 2.7%
	小原	256 3.7%	141 55.1%	106 41.4%	9 3.5%
	旭日	239 3.5%	138 57.7%	95 39.7%	6 2.5%
武蔵町	武蔵東	799 11.6%	466 58.3%	315 39.4%	18 2.3%
	武蔵西	290 4.2%	198 68.3%	87 30.0%	5 1.7%
安岐町	西武蔵	171 2.5%	101 59.1%	65 38.0%	5 2.9%
	朝来	175 2.5%	91 52.0%	72 41.1%	12 6.9%
	西安岐	515 7.5%	300 58.3%	201 39.0%	14 2.7%
	安岐	695 10.1%	386 55.5%	291 41.9%	18 2.6%
	南安岐	266 3.9%	163 61.3%	95 35.7%	8 3.0%
全体		6,885 100.0%	3,891 56.5%	2,794 40.6%	200 2.9%

やっちみようえ！！くにさき脳トレ塾（認知症予防体操DVD）

資料⑤

「やっちみようえ！！くにさき脳トレ塾」
のポイント

○講話編と体操編の2部構成

・各団体のスケジュールに合わせて、内容選択ができる。

・講話を通じて、いつでも認知症予防の必要性を復習できる。

○体操編には3つの体操を収録

・体操それぞれに3ステップ設けることで、視聴者の機能レベルの差を考慮している。

DVD配布について

DVD使用環境の都合もあり、以下希望団体へ配布中

①市内で住民主体の活動団体

（例：週一元気アップ教室、高齢者すこやかサロン等）

②通所型サービス等を提供する市内事業所



第3節 日常生活圏域と地域包括支援センターの機能

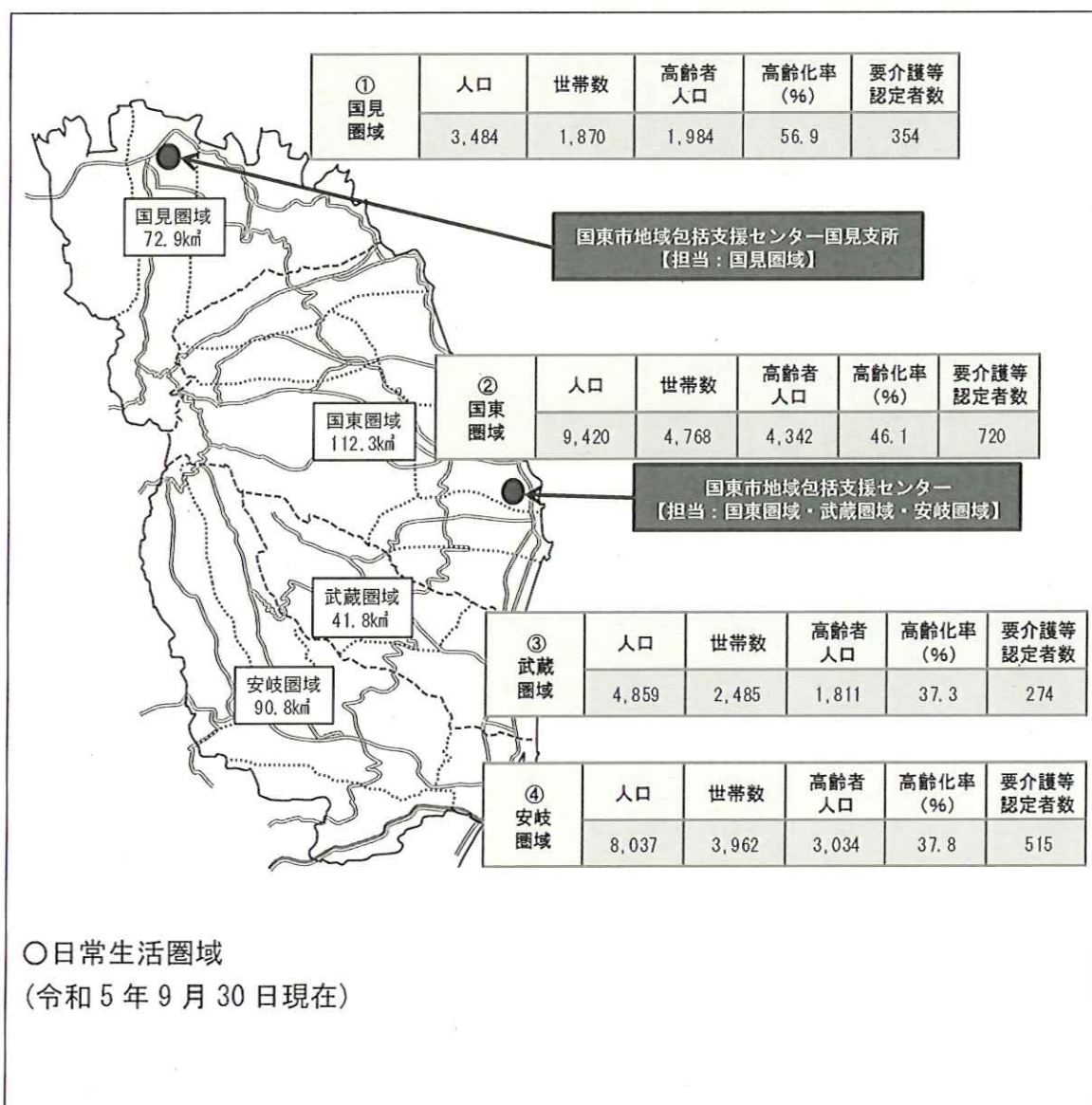
1 日常生活圏域

本市の定めている日常生活圏域は、地域性等を考慮して定めています。

日常生活圏域とは、地域包括ケアシステムの実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位で、国では概ね30分以内にサービスが提供される範囲としています。

また、地域の実情を踏まえながら、地域密着型サービスを中心とした介護基盤の整備単位として設定する必要があります。

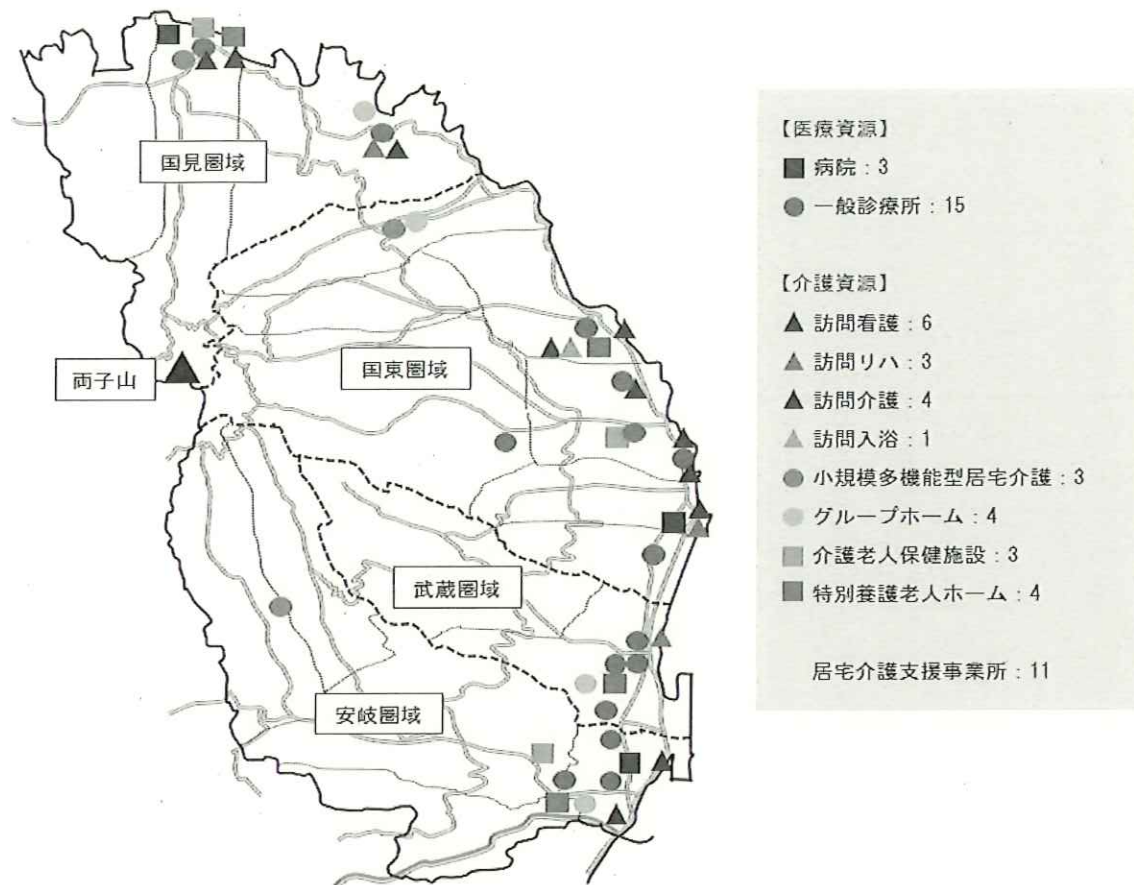
第9期においても今までと同様に4つの「日常生活圏域」を設定しています。



○日常生活圏域の資源

区分	令和5年4月現在				
	①国見圏域	②国東圏域	③武蔵圏域	④安岐圏域	計
(1) 地域包括支援センター	1	1			2
(2) 居宅介護支援事業所	2	4	2	4	12
(3) 介護老人福祉施設	1(50床)	1(80床)	2(80床)	2(74床)	6(284床)
うち地域密着型介護老人福祉施設			1(20床)	1(20床)	2(40床)
(4) 介護老人保健施設	1(50床)	1(50床)		1(80床)	3(180床)
(5) 介護療養型医療施設		1(6床)			1(6床)
(6) 介護医療院	1(52床)				1(52床)
(7) 認知症対応型共同生活介護施設	1(9床)	1(18床)	1(9床)	1(9床)	4(45床)
(8) 有料老人ホーム	1(18床)		1(38床)		2(56床)
(9) 養護老人ホーム	1(50床)	1(54床)			2(104床)
(10) サービス付き高齢者向け住宅	3(30戸)	1(27戸)			4(57戸)
(11) 小規模多機能型居宅介護事業所	1	1		1	6
(12) 訪問看護事業所	2	2		2	6
(13) 訪問介護事業所	1	3			4
(14) 訪問入浴介護事業所		1			1
(15) 訪問リハビリテーション事業所	1	1	1		3
(16) 通所リハビリテーション事業所	1	4	1	1	7
(17) 通所介護事業所(地域密着型含む)	1	2	1	1	5
(18) 認知症対応型通所介護事業所			1		1
(19) 短期入所生活介護事業所	1	1	1	1	4
(20) 短期入所療養介護事業所	1	2		1	4
(21) 福祉用具貸与・販売事業所		1	1		2
(22) 病院	1	1		1	
(23) 一般診療所	2	6	4	3	
(24) 歯科診療所	2	4	3	3	
(25) 薬局	2	4	2	4	

○国東市の医療・介護・資源マップ



○医療資源の状況

(1) 許可病床数

	病院数				一般診療所数				一般病床数		療養 病床数	うち 介護療養 病床数	精神 病床数	感染症 病床数	結核 病床数	
	人口千人 あたり	一般 病院	精神科 病院		人口千人 あたり	有床 診療所	無床 診療所	一般病床数 療養病床数 合計	人口千人 あたり	一般 病床数						
県 計	151	0.14	126	25	962	0.87	221	741	14,132	12.8	11,767	2,365	66	5,274	40	12
東 部	33	0.17	28	5	177	0.91	44	133	3,526	18.1	2,861	665	66	850	8	12
別府市	24	0.21	20	4	114	1.0	31	83	2,802	24.6	2,260	542	66	724	4	12
杵築市	3	0.11	2	1	25	0.93	4	21	198	7.3	198	0	0	126	0	0
国東市	3	0.12	3	0	21	0.83	5	16	288	11.4	208	80	0	0	4	0
姫島村	0	0	0	0	1	0.62	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日出町	3	0.11	3	0	16	0.58	3	13	238	8.7	195	43	0	0	0	0

厚生労働省「医療施設調査」(R4.10.1現在)

人口は大分県統計調査課推計(R4.10.1現在)

介護療養病床は厚生労働省「令和4年度病床機能報告」(R4.7.1現在)

(2) 在宅医療にかかる地域別資源

	人口		在宅医療支援病院				在宅療養支援診療所				自宅死の割合 (%)	老人ホーム死の割合 (%)
	(人)	うち65歳以上 (人)	うち機能強化型(単独) (施設)	うち機能強化型(連携) (施設)	うち従来型 (施設)		うち機能強化型(単独) (施設)	うち機能強化型(連携) (施設)	うち従来型 (施設)			
市町村	(人)	(人)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(施設)	(%)	(%)	
県 計	1,106,301	375,373	40	3	6	31	181	1	22	158	11.3	14.0
東 部	195,330	71,170	8	0	1	7	34	0	2	32	10.5	10.2
別府市	114,018	40,001	6	0	0	6	23	0	2	21	11.8	10.3
杵築市	26,946	10,552	0	0	0	0	3	0	0	3	7.7	9.9
国東市	25,279	11,090	0	0	0	0	6	0	0	6	10.9	12.5
姫島村	1,603	926	0	0	0	0	1	0	0	1	10.3	0
日出町	27,484	8,601	2	0	1	1	1	0	0	1	7.7	7.9

2 地域包括支援センターの機能

1 地域包括支援センターの機能について

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるよう医療、介護、生活支援などさまざまなサービスを適切に提供する地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として役割を果たすことが期待されています。

—地域包括支援センターの主な四つの業務—

- ①自立して生活できるように支援します。(介護予防支援・ケアマネジメント業務)
- ②高齢者のさまざまな相談に対応します。(総合相談支援業務)
- ③高齢者の尊厳と権利を守ります。(権利擁護業務)
- ④地域のネットワークで生活を支援します。(包括的・継続的マネジメント支援業務)

①介護予防支援・ケアマネジメント業務

事業対象者及び要支援1・2の認定を受け、サービスを必要とする対象者に、状態の改善や要介護状態にならないための支援計画を作成しています。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント件数

単位:件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防支援計画	3,994	3,793	3,850
介護予防ケアマネジメント	1,256	1,148	1,010
総合計	5,250	4,941	4,860

②総合相談支援業務

保健、医療、介護など幅広い内容の相談を受け、必要な支援につなげたり介護保険等のサービスについて紹介など行っています。

③権利擁護業務

高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら虐待への対応を行っています。また、成年後見制度の紹介や手続きなどの支援も行っています。

総合相談件数

相談内容	件数	件数	件数
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護サービスに関する相談	143	194	219
介護サービスに関する苦情	10	14	15
事業所等からの情報提供	107	107	168
福祉・医療に関する相談	92	72	59
生活に関する相談	114	168	189
虐待に関する相談	18	17	2
認知症による問題の相談	94	121	120
計	578	693	772

令和4年度における圏域ごとの総合相談件数の内訳

相談内容	令和4年度			
	国見圏域	国東圏域	武蔵圏域	安岐圏域
介護サービスに関する相談	64	100	20	35
介護サービスに関する苦情	3	9	0	3
事業所等からの情報提供	36	59	19	54
福祉・医療に関する相談	13	32	5	9
生活に関する相談	44	69	19	57
虐待に関する相談	4	0	0	1
認知症による問題の相談	19	44	24	33
計	180	313	87	192

*単位：件数(複数の場合はそれぞれ)

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員からの相談や資質向上を図るための研修会や会議などを開催しています。

介護支援専門員からの相談及び各種研修内訳

支援内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護支援専門員からの相談件数	29	31	27
国東姫島介護支援専門員協議会研修会	3	-	3
国見町ケアマネジャーネットワーク会議	2	5	6
国東町ケアマネジャーネットワーク会議	4	5	5
武蔵・安岐ケアマネジャーネットワーク会議	2	4	5
くにさき地域包括ケア推進会議	5	0	0
ケアマネジメント支援(委託ケアプランの助言)	109	94	52
計	154	139	98

2 地域包括支援センターの機能強化について

地域包括支援センターの業務は、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防支援事業等、多岐にわたっており、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進する中核的な機関として期待されることから、今後においても機能強化を図るための取り組みが必要です。

①適切な人員体制の確保

高齢化や独居高齢者の増加、それに伴う相談件数が増えており、特に認知症(疑い含む)の相談対応や複数の機関との連携が必要な複雑・複合的な課題を抱える事例が増えています。また、地域包括支援センターが関係する事業が年々増加しているため、今後は業務負担の軽減や専門職の人材確保が必要です。

②総合相談の充実

重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されていることを踏まえ、高齢者だけでなく生活困窮、障がい、児童福祉等の他分野との連携促進を図っていく必要があります。

③認知症施策の推進

年々、認知症に関する相談や支援ケースが増加しており、公的サービスの充実のみでなく家族支援も含め地域での見守りの輪を広げていくことも重要なことから、幅広い年齢層のサポーター養成や認知症カフェの充実や介護者のつどい等を通して、地域の理解・支援へつなげていきます。また、自己決定権の尊重やノーマライゼーション、能力の活用を基本理念に判断能力が低下しつつある状況になっても、尊厳を持った生活を継続できるよう支援していきます。

④地域ケア会議の協働実施

介護保険者(高齢者支援課)と協働して運営し、コーディネーターのスキルアップ、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上、多職種連携、地域課題の抽出等を行います。

⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援

市内外の医療・介護サービス関係者や市民からの在宅医療や介護に関する相談対応ができるよう相談員を配置します。

⑥介護支援専門員への支援

疾病や加齢等により、医療と介護の両方のニーズのある在宅で生活する高齢者が増加すると見込まれることから、介護支援専門員に対して、医療知識の向上や医療職との連携等のスキルアップが図れるように研修を企画していきます。

国東姫島介護支援専門員協議会との連携や圏域別ケアマネジャーネットワーク会議を活用し、地域の介護支援専門員の研修の場を提供するとともにケアマネジメント力向上、介護支援専門員相互の連携強化につなげられるように支援していきます。

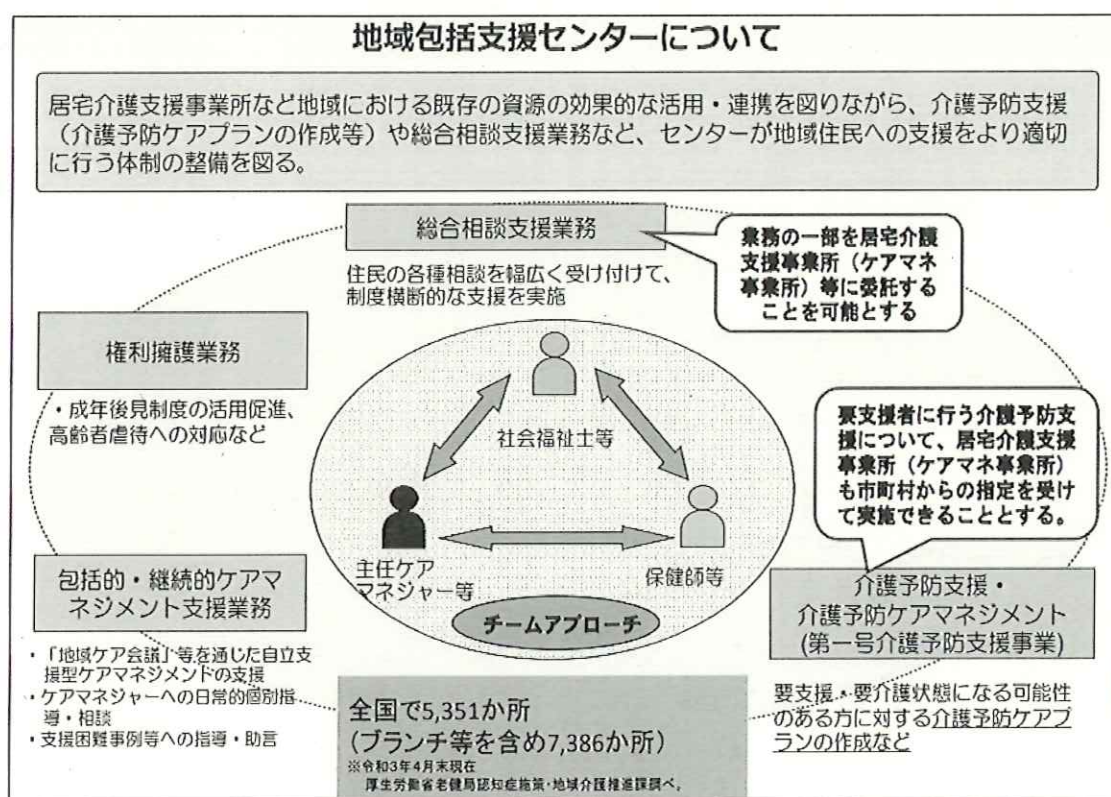
⑦効果的な運営の継続

地域包括支援センターがより充実した機能を果たすために、運営に対する評価が必要です。地域包括支援センター運営協議会や評価指標において、評価・点検の取り組みを強化していきます。

⑧地域包括支援センターの体制整備等について（制度改正）

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備します。

- ・要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとします。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図ります。
- ・地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とします。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとします。
- ・地域包括支援センターの職員配置について、3職種の配置は原則としつつ、職員配置の柔軟化を図ります。



令和5年5月24日 厚生労働省社会保障審議会

介護給付費分科会資料（抜粋）